

保 護 者 各 位

滋賀県立信楽高等学校

令和2年度 奨学のための給付金制度のご案内

(年額支給・7月～翌年3月分支給、家計急変世帯支援)

滋賀県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の保護者等に対し、返還の必要がない「奨学のための給付金」を支給しています。

この奨学のための給付金の支給対象者は、高等学校等就学支援金を受給する生徒の保護者等のうち、下記①②③のどれかの要件に当てはまる場合です。

記

- ① 保護者等の令和2年度(令和元年分)道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が**0円(非課税)の世帯**
- ② 令和2年7月1日現在、**生活保護の生業扶助を受給している世帯**
- ③ 保護者等の失職など家計急変により収入が激減し、**非課税世帯に相当すると認められる世帯**【←③は今年度から施行されました】

上記①②③について、裏面の「対象確認シート」をご確認いただき、該当が見込まれる上、給付をご希望される場合は、申請書一式を事務室へ申し出てもらってください。

※①、②および③(6月末までの家計急変)は7月27日(月)までにご連絡ください。

※③で、7月以降の家計急変は、随時お知らせください。

奨学のための給付金 対象確認シート

以下の質問事項に、はい、いいえ でお答えいただき、該当を確認してください。

保護者等の令和2年度（令和元年分）道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税）ですか

はい

(i)へ

いいえ

家計急変(保護者の失職等)により、急変後の年収見込が非課税相当(*)になりますか

はい

(ii)へ

いいえ

対象外です

今後家計急変が発生した場合は、(ii)をご覧ください。

(※)非課税相当に該当する年収のめやす

世帯構成	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満

該当する案内(i)(ii)をご確認ください。

(i)奨学のための給付金のご案内(年額支給・7月～翌年3月分支給)

(ii)奨学のための給付金 家計急変世帯への支援のご案内

こちらをご確認ください

* 1年生で早期給付の申請をされた方は、今回も必ず申請してください。

* 事前に保護者様各自で、別紙案内(i)(ii)をご確認いただき、書類のご準備等をお願いします。

【信楽高等学校事務室 担当 枝本】 ・ 0748-82-0167